

## 陳情第1号

陳 情 人 宇都宮市西川田町1193-7  
政党機関紙の庁舎内勧誘行為の  
自粛を求める栃木県民の会  
代表 兼 子 孫 芳

### 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

#### 1 陳情の要旨

職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘され、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。

#### 2 陳情の理由

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、令和5年だけで地方議会35箇所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金に関する実態調査及び自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、又は購読させられていることに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）に上っていることは、たいへん深刻な事態でしょう。近年は、陳情の提出を受けて、アンケート調査を実施して初めて明らかになった自治体がほとんどです。

例えば、千葉県長生村議会の調査結果でも「政党機関紙の勧誘、購読の強要」の実態が明らかになりましたが、調査が行われるまで、職員は議員から受けているハラスメントについて「誰にも相談できなかった」というのです。上司や行政担当者にハラスメントの訴えの届いていないことが、ハラスメントが存在しないということではないのです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「庁舎内においては、職員に対する政党機関紙の勧誘行為が一切ない」と断言できない状況があるならば、全国自治体においては「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙の勧誘に対して心理的圧力を感じている職員がいなか現状把握に努めてください。

## 【討議資料】 政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した結果事例

### 神奈川県 大磯町（2023年8月）

対象：管理職員 115名 回答 57名（回答率 49.6%）

結果：同町町議会議員から購読の勧誘を受け、庁舎内で集金・配達に応じていると、11人（2割）が回答。町議から勧誘を受けた職員（20人）のうち、約3割（6人）の心理的圧力を感じている。

### 神奈川県 南足柄市（2023年6月）

対象：管理職員 49名 回答 43名（回答率 87.8%）

結果：同市市議会議員から勧誘され購読し、庁舎内で集金・配達に応じていると、16人（4割）が回答。市議から勧誘を受けた職員（29人）のうち、約3割（8人）が心理的圧力を感じている。

### 秋田県 潟上市（2023年6月）

対象：管理職員 27名 回答 25名（回答率 92.6%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、9人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約4割（4人）の心理的圧力を感じ、4人ともが購読した。

### 北海道 千歳市（2023年3月）

対象：管理職員 140名 回答 120名（回答率 85.7%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、66人（半数以上）が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割（47人）の心理的圧力を感じ、35人が購読した。

### 兵庫県 高砂市（2023年3月）

対象：管理職 163名 回答 132名（回答率 81.0%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、32人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、5割（16人）が心理的圧力を感じている。

### 長崎県 長崎市（2023年3月）

対象：管理職 261名 回答 196名（回答率 75.1%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、171人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、5割以上（94人）が心理的圧力を感じている。

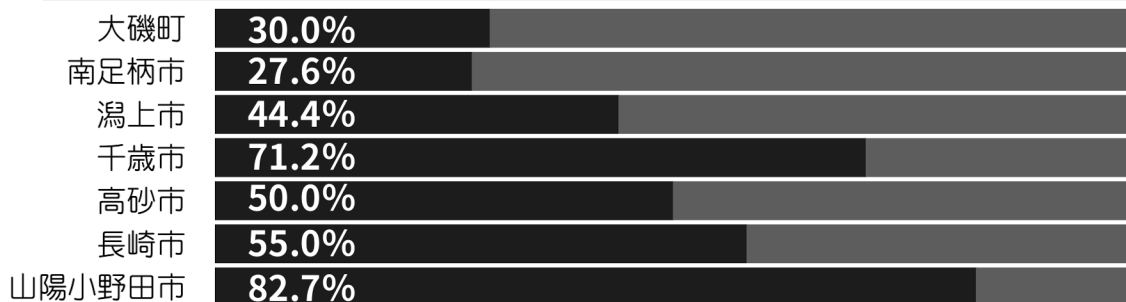
### 山口県 山陽小野田市（2023年1月）

対象：管理職 237名 回答 146名（回答率 59.1%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、52人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割（43人）が心理的圧力を感じている。

### 政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力」を感じた割合（令和5年）



※千葉県柏市が令和5年4月、千葉県長生村が令和5年6月に「議員から職員へのハラスメントの実態調査」をそれぞれ実施したところ、「機関紙の勧誘/購読の強要」の実例が複数あげられた。全国自治体にて「実態調査とハラスメント防止を求める声」が広がりを見せていると言える。

# 政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した結果事例（令和4年以前）

## 千葉県 千葉市（2020年10月）

対象：管理職885名 回答745名（回答率84.2%）

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、546人（73.3%）が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割（377人）が購読への心理的な圧力を感じた。

## 石川県 金沢市（2019年2月）

対象：課長補佐級以上の一般職員667名 回答537名（回答率80.5%）

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、217人（40.4%）が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割（171人）が購読への心理的な圧力を感じた。

## 青森県 大鰐町（2014年7月）

対象：職員141名 回答47名（回答率33.3%）

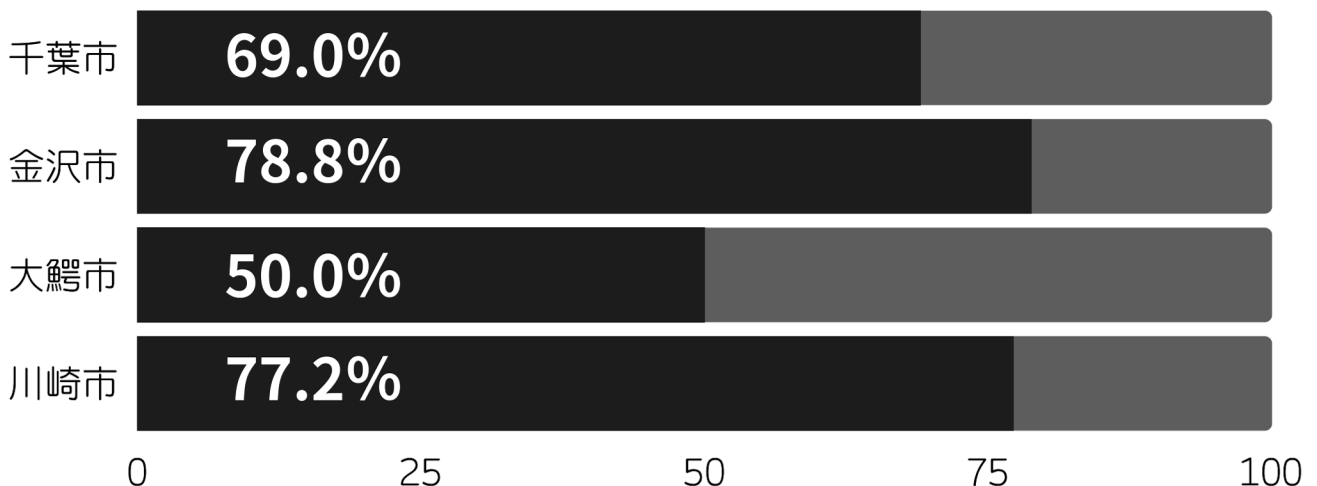
結果：同町議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、16人（34.0%）が回答。町議から勧誘を受けた職員のうち、5割（8人）の職員が購読への心理的な圧力を感じた。

## 神奈川県 川崎市（2003年3月）

対象：職員3687名 回答2903名（回答率78.7%）

結果：同市市議会議員からの購読勧誘を受けたことがあると、1154人（39.8%）が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割（891人）の職員が購読への心理的な圧力を感じた。

- 政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力」を感じた割合



（令和4年以前にアンケート調査を実施した自治体について）

※川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起し、共産党議員団が支援した。しかし、高裁では「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された。原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗）。川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。次ページにアンケート例を掲載。

# 政党機関紙に関するアンケート調査の実例

## ●千歳市（北海道）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査の結果

※3/7依頼、3/15までに回答のあったもの集計

調査依頼件数 課長・次長・部長職 140名（市民病院は事務局配属職員のみ）  
 回答件数 120名（回答率85.7%）  
 未回答 20名

問1 本市市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか？

ある 66名（55.0%）  
 ない 54名（45.0%）

問2 問1で「ある」と答えた方にお聞きします。

市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならぬというような  
 圧力を感じたことがありますか。

ある 47名（71.2%）  
 ない 19名（28.8%）

問3 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。

その政党機関紙を購読しましたか？  
 購読した 35名（74.5%）  
 購読を断った 12名（25.5%）

問4 問3で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。

購読を断ったが、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか？  
 ある 4名（33.3%）  
 ない 8名（66.7%）

問5 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。

その時の職位についてお聞きします。（複数回答可）

課長級 39件  
 次長級 14件  
 部長級 4件

## ●千葉市（千葉県）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日(火)～10月27日(火)

2 調査対象者  
 及び対象人数 管理職885人(令和2年10月1日時点)

3 アンケート項目 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党  
 機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか

問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか  
 ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート  
 実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人(回答率84.2%)

問1	これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか	
	ある	ない
	546人 73.3%	199人 26.7%
問2	購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答	
	感じた	感じない
	377人 69.0%	159人 29.1%
		未回答 10人 1.8%



# ハラスメントに関するアンケート結果について 長生村がアンケート 令和5年6月

## 職員2割が「村議からハラスメントを受けた」 威圧的な発言、理不尽な要求、機関紙の勧誘・購読の強要も

- 小倉利一議員（村議会議長、無所属）「こんなにあったのかと思った」（千葉日報9月20日付より）
- 関克也議員（議会改革特別委員長、共産党）「思ったよりも多かった。意識改革をしてハラスメントが起きない環境を」（朝日新聞9月25日付より）

実施期間	令和5年6月28日～令和5年7月7日	
対象者	141名の内103名の回答	
問1	議員からハラスメントを受けたことがありますか？ ある 26 / 103	役場職員用
問2	議員からハラスメントを受けているのを見ることがありますか？ ある 19 / 103	
問3/問4	どのようなハラスメント行為がありましたか（複数回答あり）	計 141
	パワハラ 威圧的・高圧的な発言 28 理不尽な要求 20 大声での叱責、意に沿わない対応に恫喝 18 機関誌の勧誘、購読の強要 9 横暴な態度 9 勤務時間外での対応（電話含む） 8 急な業務の変更及び延期 6 食事、酒席への強要 5 挨拶しても無視される 4 長時間拘束される 4 優越的な関係を背景とした要求 4 過剰な資料要求 4 業務上必要かつ相当な範囲を超えた要求 4 容姿に関すること 4 理不尽な罵倒 3 人格の否定する発言や個人を攻撃する 2 物を投げつけられる、殴られる、胸ぐらをつかまれる等 2 プライベートの話を聞かされる 2 同調するよう圧力をかける 2 労働者の就業環境を害した 2 配慮に欠ける発言 1 課長職以外の職員とは話をしようとしていない 1 自分の過ちを訂正しない 1	

問6	誰かに相談しましたか（複数回答あり） 相談できなかった	計 44
	上司 19 同僚 7 家族 6 議会 4 議員 3 課内等で共有した 3 友人 1 弁護士 1	
問7	ハラスメントがあった際、どのような対応をしましたか（複数回答あり）	計 47
	何もなかった（我慢した、言えなかった） 18 相手にばきり伝えた 9 上司がフォローしてくれた 5 受け流した 3 上司に相談した 3 謝った 2 相談した 2 相手にわからせようとした 2 上司に相談したがフォローしてくれなかった 1 当事者ではないため 1 録音機の使用 1	
問8	ハラスメントがあった際、何もなかったのはなぜですか（複数回答あり）	計 31
	相談しても解決しなかったから 6 業務に支障がでると思ったから 5 仕返しをされると思ったから 5 職場での立場が悪くなりそうだから 3 上司が我慢していたから 2 我慢した方がいいと思っただけから 2 改善の余地がないと思っただけから 2 庁舎内に広まると思っただけから 2 上司の判断 1 上司に相談したが取り合ってもらえなかった 1 口止めされていたから 1	

千葉県長生村議会では、パワハラ問題をきっかけに、6～7月に職員と議員を対象にハラスメントに関するアンケートを実施。村議からハラスメントを受けたことがあると答えた職員が20人にのぼった（見た目は19人）。

具体的なハラスメント行為の訴えで4番目に多かったのが議員による職員への「機関紙の勧誘、購読の強要」（9人）である。

また、ハラスメントがあっても「相談できなかった」「我慢した」。その理由として「相談しても解決しない」「仕返しをされると思った」「職場での立場が悪くなりそう」と答えているところに、職員の苦しい本音が表れている。

# パワハラ防止法による措置義務

パワハラ防止法では地方自治体に対して、「各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置については、団体の規模や職場の状況の如何を問わず、必ず講じなければならないものです」と定めています。措置義務として「事実関係を迅速かつ正確に確認すること」「事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと」「再発防止に向けた措置を講じること」とされており、市区町村の約90%が「措置済み」と回答しています。

近年、政党機関紙の勧誘に関する実態調査が増加している背景として地方公共団体の措置義務が根拠の一つとなっているものと考えられます。

別添 2

## パワーハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

【調査対象】 都道府県、指定都市、市区町村（首長部門）  
【調査時点】 令和3年6月1日現在

1. 措置義務の履行状況	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村(1,721)	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) パワーハラスメントの内容と、パワーハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	82.2% (1,415)	17.8% (306)
(2) パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	72.2% (1,242)	27.8% (479)
(3) 相談窓口をあらかじめ定めている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.2% (1,535)	10.8% (186)
(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、パワーハラスメントが現実にも生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当するかが微妙な場合であっても、広く相談に対応している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.0% (1,514)	12.0% (207)
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	91.6% (1,576)	8.4% (145)
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	91.1% (1,568)	8.9% (153)
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	91.2% (1,570)	8.8% (151)
(8) 再発防止に向けた措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.8% (1,528)	11.2% (193)
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	83.7% (1,440)	16.3% (281)
(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	81.4% (1,401)	18.6% (320)

(図表) 総務省・地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000791214.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000791214.pdf)

### <関連法案、厚生労働省指針>

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

# 政党機関紙勧誘に関する庁舎内管理規則の適用事例

そもそも、ほぼ全ての自治体において、庁舎管理規則によって、行政関係者、一般住民を問わず、「庁舎内で無許可での営業・勧誘行為は禁止」されているはずです。例えば、横浜市や町田市の事例を見ても、政党機関紙の勧誘・営業行為は、庁舎管理規則の営業許可申請事項であり、「無許可営業は禁止」である旨が明示されています。

## 横浜市(神奈川県)

令和5年8月28日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付するとともに、関係局(区)に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを送付いたします。

陳情第25号(付託外) 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の自粛等を求める件

### 【陳情項目①について】

横浜市庁舎では、横浜市庁舎管理規則に基づき、政党機関紙の勧誘及び販売行為など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可していません。

また、個人情報を含む情報管理の徹底等のため、執務室内は職員以外の立入りができないセキュリティとなっています。

### 【陳情項目②について】

地方公務員法が定める職員の政治的中立性について、誤解を招く行動を取ることがないように、引き続き周知していきます。

## 町田市(東京都)

庁舎内での物品の販売については、庁舎管理規則第6条で禁止事項として定めているため、庁舎内において、政党の機関紙等を購入する行為は厳に慎むこと。(副市長から職員への依命通達 令和元年11月5日付)



# 【討議資料】令和5年3～12月議会にて、庁舎内の 政党機関紙勧誘の自粛等を求めた陳情の採択状況

■北海道	■千歳市（3月） ■釧路市（9月）	■東京都	■調布市（3月） ■武蔵村山市（3月） ■清瀬市（3月） ■稲城市（3月）	■長野県	■岡谷市（9月）
■岩手県	■滝沢市（6月）			■岐阜県	■中津川市（3月）
■秋田県	■上小阿仁村（3月） ■北秋田市（3月） ■湯沢市（3月） ■八郎潟町（3月） ■潟上市（6月）	■神奈川県	■南足柄市（6月） ■綾瀬市（6月） ■厚木市（9月） ■大和市（9月） ■伊勢原市（9月） ■海老名市（9月） ■座間市（9月） ■寒川町（9月） ■清川村（9月） ■逗子市（12月） ■愛川町（12月）	■愛知県	■高浜市（3月） ■幸田町（3月） ■豊明市（12月） ■安城市（12月） ■津島市（12月）
■山形県	■寒河江市（3月）			■兵庫県	■高砂市（3月）
■福島県	■北塩原村（3月）			■鹿児島県	■霧島市（12月）
■埼玉県	■加須市（12月）				

地方議会35か所で陳情「採択」「趣旨採択」された他、「現在、実態調査中」の議会、「庁舎内の勧誘行為は禁止事項」と確認した議会、「現在は勧誘行為が皆無であること」を確認した議会、「ハラスメント事例が一件でも確認された場合は厳格に禁止する」とした議会等がある。

## 陳情討議における反対意見・賛成意見等

### 南足柄市（神奈川県）

討議では、共産党議員が「4割以下の人しかとっていないわけでそれほど強制はしていない」「議員の行為を庁舎管理規則で規制するものではない。議員は非常勤特別職として庁舎内の立ち入りは自由だ。行政機関が干渉するものではない」などと主張。これに対して、「カウンターを飛び越えて（執務室に）勝手に入っていき自由は成り立たない」「心理的圧力を感じた職員がいる調査結果が出ている」などの反論が述べられ、賛成多数で採択された。

### 滝沢市（岩手県）

反対の立場からは「憲法21条で政治的活動の自由が保障されている。これを規制するのは極めて抑制的なものでなければならない」（共産党議員）などの意見が出されたほか、「（自粛に反対の立場からも）実態把握のアンケート調査はやるべきだ」と述べた無所属議員もいた。賛成の立場からは「庁舎内において公務員である職員は、政治的中立性が求められる。職員には職務専念義務もある。機関紙販売は政治活動であり、職員が協力することは政治的中立への誤解を市民に与える。庁舎内の勧誘配達集金行為は回避すべきだ」などの主張が述べられた。

### 陳情賛成議員の意見

「政党機関紙の勧誘行為がハラスメントととらえられても仕方がないなら、しっかりと対策をとるべきだ」「庁舎内管理規則の厳守を求める」（綾瀬市）  
 「管理職への内示が出た日に勧誘されたり、管理職の机の上に新聞が配布される事実を見てきた。無断で入ってきての金銭のやり取り。市民に誤解を与えないよう自粛すべきだ」（調布市）  
 「現職の職員は言葉に出せないで『仕方がない』という気持ちで対応してる。OB職員の方々は『後輩のためにこういうのを早くやめさせてほしい』と本音をはっきり言っておられた。庁舎内の勧誘はやめ、本当に機関紙が必要ならば、職員の方から自宅に配達お願いしますと注文する形が自然だ。もし議員が自粛に応じなければ、禁止にするしかない」（厚木市）

申込集計表

集計日：2023年08月29日

様式Ver.	2
様式ID	00174
様式名	政党機関紙の勧誘に関する職員アンケート
集計期間	R5.8.22～R5.8.28
回答数	57

単純集計項目	回答者属性			
回答	1. 7級(部長、参事級)	2. 6級(課長、主幹級)	3. 5級(副課長、副主幹級)	4. 4級(係長、主査級)
回答数	4	23	14	16
対象者数	10	35	31	39
回答率	40.0%	65.7%	45.2%	41.0%

集計	57
	115
	49.6%

単純集計項目	問1	
設問	町議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けましたことがありますか？	
回答	1. 受けたことがある	2. 受けたことはない
回答数	20	37

集計	57
----	----

単純集計項目	問2			
設問	((問1で「1. 受けたことがある」と答えた方にお聞きます。)) どこでその勧誘を受けましたか？			
回答	1. 本庁舎、保健センター内	2. 本庁舎、保健センター以外の公共施設	3. 職務中の訪問先等	4. その他(自宅等)
回答数	17	3	0	0

集計	20
----	----

単純集計項目	問3	
設問	((問1で「1. 受けたことがある」と答えた方にお聞きます。)) 町議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというような圧力を感じたことがありますか？	
回答	1. 圧力を感じたことがある	2. 圧力を感じたことはない
回答数	6	14

集計	20
----	----

単純集計項目	問4	
設問	((問1で「1. 受けたことがある」と答えた方にお聞きます。)) その政党機関紙を購読しましたか？	
回答	1. 購読した	2. 購読を断った
回答数	11	9

集計	20
----	----

単純集計項目	問5		
設問	((問4で「1. 購読した」と答えた方にお聞きます。)) 政党機関紙の配達及び集金はどこで行いましたか？		
回答	1. 本庁舎、保健センター内	2. 本庁舎、保健センター以外の公共施設	3. 公共施設以外(自宅等)
回答数	9	2	0

集計	11
----	----

単純集計項目	問6	
設問	((問4で「2. 購読を断った」と答えた方にお聞きます。)) その後も引き続き購読の勧誘を受けましたことがありますか？	
回答	1. ある	2. ない
回答数	1	8

集計	9
----	---

単純集計項目	問7				
設問	((問1で「1. 受けたことがある」と答えた方にお聞きます。)) 初めて勧誘を受けた時の職級についてお聞きます。				
回答	1. 7級(部長、参事級)	2. 6級(課長、主幹級)	3. 5級(副課長、副主幹級)	4. 4級(係長、主査級)	5. 3級未満(主任主事～主事補級)
回答数	1	14	3	2	0

集計	20
----	----

単純集計項目	問8	
設問	現在、政党機関紙の購読を行っていますか？	
回答	1. 行っている	2. 行っていない
回答数	6	51

集計	57
----	----

クロス集計項目		問1			
	回答	回答 回答数	選択してください	1. 受けたことがある	2. 受けたことはない
			0	20	37
回答者属性	選択してください	0	0	0	0
	1. 7級(部長、参事級)	4	0	4	0
	2. 6級(課長、主幹級)	23	0	14	9
	3. 5級(副課長、副主幹級)	14	0	2	12
	4. 4級(係長、主査級)	16	0	0	16

クロス集計項目		問4			
	回答	回答 回答数	選択してください	1. 購読した	2. 購読を断った
			0	11	9
問3	選択してください	0	0	0	0
	1. 圧力を感じたことがある	6	0	4	2
	2. 圧力を感じたことはない	14	0	7	7

クロス集計項目		問8			
	回答	回答 回答数	選択してください	1. 行っている	2. 行っていない
			0	6	14
問3	選択してください	0	0	0	0
	1. 圧力を感じたことがある	6	0	1	5
	2. 圧力を感じたことはない	14	0	5	9

#### まとめ

- アンケート回収率 49.6% (57/115)
- 政党機関紙購読の勧誘を受けたことがある職員は、35.1% (20/57) 【問1】
- 勧誘を受けた職員全員が、本庁舎等の公共施設内で勧誘を受けている。(20/20) 【問2】
- また、勧誘を受け購読した職員全員が、本庁舎等の公共施設内で配達・集金等を受けている。(11/11) 【問4】
- 勧誘を受ける際に、圧力を感じた職員の割合は、30.0% (6/20) 【問3】
- 圧力を感じて購入した職員は、66.7% (4/6) 購入しなかった職員は、33.3% (2/6) 【問3・問4クロス】
- 圧力を感じなかったが購入した職員は、50% (7/14) 購入しなかった職員は、50% (7/14) 【問3・問4クロス】
- 現在、政党機関紙を購読している職員は、10.5% (6/57) 【問8】
- 職級が高くなるほど、勧誘を受けたことがある割合が高く、【属性・問1クロス】
  - \* 部長級 100% (4/4) \* 課長級 60.9% (14/23) \* 副課長級 14.3% (2/14) \* 係長級 0% (0/16)
- また、初めて勧誘を受けた時の職級も、課長級のときが 70% (14/20) となっており、【問7】
- 主に課長級以上の職員が勧誘の対象になっていると考えられる。
- 勧誘を受けた際に圧力を感じ、現在も購入を継続している職員は、限定的(1人) である。【問3・問8クロス】